

鳥取県公報

平成25年2月6日(水) 号外第4号

毎週火・金曜日発行

| 目 | 次 |
|---|---|
| | |

鳥取県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則(2)(財源確保推進課)・・・・・3 ◇規 則

-----公布された規則のあらまし-----

◇鳥取県公有財産事務取扱規則の一部改正について

- 1 規則の改正理由 太陽光発電システムを設置するために土地の貸付けができるよう貸付期間の上限を見直す。
- 2 規則の概要
 - (1) 建物の所有以外の目的のために土地及び土地の定着物を貸し付ける場合の貸付期間を20年以下(現行 10年以下)とする。
 - (2) その他所要の規定の整備を行う。
 - (3) 施行期日は、公布日とする。

則

鳥取県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年2月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第2号

鳥取県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則

鳥取県公有財産事務取扱規則(昭和39年鳥取県規則第27号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| (貸付期間) 第18条 公有財産の貸付期間は、次の各号に掲げる場 合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。 | (貸付期間) 第18条 公有財産の貸付期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。 |
| (1)~(4) 略 (5) 建物の所有以外の目的のため、土地及び土地の定着物を貸し付ける場合 20年以下 (6)・(7) 略 | (1)~(4) 略 |
| 2 略 | 2 略 |
| (取得等の事務手続の報告) | (取得等の事務手続の報告) |
| 第50条 課長等は、次に掲げる事務に係る事務手続を 終了したときは、 <u>速やかに</u> 事務手続終了報告書(様 式第38号)に必要な図面その他関係書類を添付して 財源確保推進課長に報告しなければならない。 | 終了したときは、その終了の日から7日以内に、事 |
| (1)~(10) 略 | ければならない。 (1)~(10) 略 |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。